

岐阜大学教育推進・学生支援機構教学 I R 作業部会要項

平成 29 年 4 月 1 日
理事裁定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、岐阜大学教育推進・学生支援機構教学企画室細則（以下「教学企画室細則」という。）第 6 条の規定に基づき、教育推進・学生支援機構（以下「教育機構」という。）に置く教学 I R 作業部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 教学 I R 作業部会は、教学企画室の指示に基づき、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育の質保証，教育改善に係るデータ分析
- 二 教育の質保証，教育改善に係る調査
- 三 その他教学 I R に関し教学企画室が必要と認めたもの

2 教学 I R 作業部会は、業務内容について、教学企画室に適宜報告するものとする。

(組織)

第 3 条 教学 I R 作業部会は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。

- 一 教育推進・学生支援機構副機構長
- 二 教学企画室細則第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号までの室員のうちから機構長が指名する者 若干人
- 三 学務部長
- 四 その他機構長が必要と認める者

2 前項に規定する者のほか、学部等において教学 I R を担当する専門部署が設置されている場合は、当該部署から選出された者を室員とすることができる。

3 第 1 項第 4 号及び前項に規定する室員は、機構長が委嘱する。

4 第 1 項第 4 号に規定する者及び第 2 項に規定する部会員で教育職員である者は、兼任の教育職員とする。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に規定する室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じたときの補欠室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第 5 条 教学 I R 作業部会に部会長を置き、機構長が指名する副機構長をもって充てる。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ機構長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 教学 I R 作業部会に関する庶務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、教学 I R 作業部会の運営に関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

2 この要項の施行後、第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項に規定する最初に委嘱する室員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。